官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○フィジー共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四八）　一
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を廃止する旨の届出があった件
（東北地方整備局八一）　二
○道路に関する件（同八二）　二
○道路に関する件
（関東地方整備局一七二、一七三）　三
○道路に関する件
（中国地方整備局六四、六五）　三
〔国会事項〕　三
〔人事異動〕
内閣　財務省　三
〔叙位・叙勲〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
産業
日本産業規格（経済産業省）　五
労働
最低工賃の改正決定に関する公示
（埼玉労働局最低工賃公示二）　五
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配七三）　六
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可関係　七
裁判所
相続、失踪、破産、再生関係　七
会社その他

その他告示

○外務省告示第百四十八号

令和八年三月三十日にスバで、フィジー共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

令和八年四月二十日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とフィジー共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、フィジー共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、四億円（四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況(生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。)を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日にスバで

フィジー共和国駐在
日本国特命全権大使　田島浩志

フィジー共和国
国防・退役軍人大臣　ピオ・ティコンドゥアンドゥア閣下

（フィジー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィジー共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日にスバで

フィジー共和国
国防・退役軍人大臣　ピオ・ティコンドゥアンドゥア

フィジー共和国駐在
日本国特命全権大使　田島浩志閣下

○東北地方整備局告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年四月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止年月日
一	株式会社建築検査機構	福島県郡山市台新一丁目三十二番二十三号	省令第十五条第一号及び第二号に掲げる区分の各一部並びに第九号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる区分	福島県全域及び宮城県白石市全域	令和八年三月十八日

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長　備考

後別				
前	にかほ市象潟町小砂川字三崎一番五四から同市象潟町字五丁目塩越八四番二まで	一〇・〇〇～一三・七九	一〇五・九〇メートル	一〇・六〇二キロメートル
後	BA	一〇・〇〇～一三・七九	一七三・六二メートル	九・八八〇キロメートル
後	BA	一〇・〇〇～一三・七九	一〇五・九〇メートル	一〇・六〇二キロメートル
後	BA	一〇・〇〇～一三・七九	一七三・六二メートル	九・八八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○関東地方整備局告示第百七十二号

令和八年四月二十一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名
調布市上石原一丁目四二番二〇から同市飛田給一丁目三四番一八まで（調布市上石原一丁目四二番二〇から同市飛田給一丁目三四番一八まで）	工作物
図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所	一般国道二十号

○関東地方整備局告示第百七十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
一　道路の種類　一般国道			
二　路線名　二十号			
三　沿道区域	九・〇〇メートル	〇・九三〇キロメートル	電柱
調布市上石原一丁目四二番二〇から同市飛田給一丁目三四番一八まで			

○関東地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二から同町西坪字吹上四八三番二まで	前	ＢＡ　一〇・二〇～一〇・六一メートル	六二・〇〇～三一五・五八メートル	九・一〇五キロメートル
	後	ＢＡ　一〇・二〇～一〇・六一メートル	六二・〇〇～三一五・五八メートル	八・九六六キロメートル 九・一〇五キロメートル 八・九六六キロメートル 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間
九号	鳥取県西伯郡大山町下甲字六反田四七三番一から同町赤坂字井手領一一八九番一まで
供用開始の期日　令和八年四月二十日	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案送付

四月十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環境省設置法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

参議院

議事日程

四月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

令和八年四月十七日（金曜日）

午前十時開議

第一　南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

議案受領

四月十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

報告書提出

四月十六日委員長から次の報告書を提出した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）審査報告書

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）審査報告書

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）審査報告書

人事異動

内閣

（外務省国際協力局気候変動課長）外務事務官　田口　一穂

内閣事務官（内閣官房内閣参事官）（内閣官房副長官補付）に併任する（四月十六日）

財務省

（財務省関税局総務課長）財務事務官　大関由美子

（財務省関税局関税課長）同　三浦　隆

（財務省関税局監視課長）同　井田　直樹

（財務省関税局業務課長）同　藤中　康生

（財務省関税局調査課長）同　野田　恒平

（経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課長）経済産業技官　淺井　洋介

飯野　文　恩田登志夫

合田　浩之　長沼　健

村井　政人　川合　利直

平川　英子

第六十回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）（四月十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（大島商船高等専門学校名誉教授）

正四位に叙する　福田　勝哉

（山口大学名誉教授）

正四位に叙する　秋山　泉

加賀　收

従四位に叙する（各通）

柴田　孝宏

正五位に叙する

従五位に叙する
高木　正宏　直木　晃
橋木　正行　吉田　敏男
正六位に叙する（各通）
今井　勝徳　小野　正行　菅　秀夫　中村　正彦
澤田　茂　新屋　宗典　長濱　悦夫　中野　順夫
波多江久滿　八木　孝夫　淀瀬　秀夫
渡邉　光男
従六位に叙する（各通）
井口　勝　野口　淳　服部　保
藤井　英徳　松井　良
正七位に叙する（各通）
大友　剛　高阪　和夫
従七位に叙する（各通）（以上三月九日）
弘光　朗
従五位に叙する
君塚　彪　吉良　正雄　栗山　定幸
谷本　博　豊田　浩治　山下　文公
山本　昌猷
正六位に叙する（各通）
石岡　仁志　伊藤　信男　高坂　仁
佐竹三千男　地紙　昭　高野　樹
中村　高　前川　朝健　美原　久代
八木　正敏
従六位に叙する（各通）
猪股多喜夫　北島　示雄
桐山　正美　佐藤健次郎
正七位に叙する（各通）
小田　利房　杉本　信幸
従七位に叙する（各通）（以上三月十日）
（福島県立医科大学名誉教授）　熊代　永
従四位に叙する
田中　劭
正五位に叙する
喜久　栄　原　潤之輔
従五位に叙する（各通）
大岩　保　大辻　康夫
関口富美雄　中村　六郎
正六位に叙する（各通）
桑折　篤次　佐藤　稔　徳澤　哲夫
富山　英正　菱木　重春　星　健一
水野　武司　油井　光輝
従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（各通）
露口　守　嶺脇　勉
従五位に叙する
栗原　親光　清家　重昭　竹内登美男
従七位に叙する（各通）（以上三月十一日）
山崎　忠彌
従五位に叙する
佐田　則昭　清家　好文
正六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上三月十二日）
小野寺　章
従五位に叙する（三月十五日）
西脇　治雄
○叙勲
旭日双光章を授ける（三月十日）
石岡　仁志
旭日双光章を授ける（三月十一日）
（岩手県雫石町議会議員）　桑折　篤次
旭日単光章を授ける（三月十二日）
（山口大学名誉教授）　加藤　眞純
（大島商船高等専門学校名誉教授）　秋山　泉
瑞宝中綬章を授ける（各通）
福田　勝哉
小野　正行　菅　秀夫　澤田　茂
直木　晃　野口　淳　橋木　正行
藤井　英徳　八木　孝夫　渡邉　光男
瑞宝双光章を授ける（各通）
井口　勝　大友　剛
高阪　和夫　服部　保
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
桐山　正美　栗山　定幸
猪股多喜夫　地紙　昭　杉本　信幸
高坂　仁　豊田　浩治　美原　久代
山本　昌猷　山下　文公
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤健次郎　西澤　右吉　藤岡　幸男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十日）
（福島県立医科大学名誉教授）　熊代　永
原　潤之輔
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大辻　康夫　喜久　栄
瑞宝双光章を授ける（各通）
油井　光輝　菱木　重春
竹内登美男　水野　武司
関口富美雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十一日）
近藤　幸彦　谷口　佳雄　野村　繁

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 占用を制限する区域

区域

栗原市金成沢辺神林一六四番一から同市金成沢辺神林前一八五番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和八年四月二十日

(七) 図面縦覧場所

東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号及び百八号

(三) 占用を制限する区域

区域

大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和八年四月二十日

(七) 図面縦覧場所

東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

備考

産　業

日本産業規格

令和８年４月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年４月20日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

化学繊維フィラメント糸試験方法―第１部：通則	L1013―1
化学繊維フィラメント糸試験方法―第２部：基本特性	L1013―2
化学繊維フィラメント糸試験方法―第３部：物理特性	L1013―3
化学繊維フィラメント糸試験方法―第４部：化学特性	L1013―4
化学繊維フィラメント糸試験方法―第５部：高強度・高弾性率糸	L1013―5
化学繊維フィラメント糸試験方法―第６部：弾性糸	L1013―6
化学繊維フィラメント糸試験方法―第７部：かさ高加工糸	L1013―7
化学繊維ステープル試験方法―第１部：通則	L1015―1
化学繊維ステープル試験方法―第２部：基本特性	L1015―2
化学繊維ステープル試験方法―第３部：物理特性	L1015―3
化学繊維ステープル試験方法―第４部：化学特性	L1015―4

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

往復動内燃機関―排気排出物測定―第３部：圧縮点火機関の排気煙濃度測定のための試験手順―フィルタ式スモークメータを使用する方法	B8008―3
往復動内燃機関―排気排出物測定―第９部：圧縮点火機関の排気煙濃度測定のための試験手順及び試験サイクル―オパシメータを使用する方法	B8008―9
低圧開閉装置及び制御装置―第４―２部：接触器及びモータスターター半導体モータ制御器，スタータ及びソフトスタータ	C8201―4―2
低圧開閉装置及び制御装置―第４―３部：接触器及びモータスターター非モータ負荷用半導体制御器及び半導体接触器	C8201―4―3

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―電気抵抗率の求め方―第２部：平行端子電極法	K6271―2

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

往復動内燃機関―排気排出物測定―第10部：圧縮点火機関の過渡状態における排気煙濃度の現地測定での試験サイクル及び試験方法	B8008―10
高度道路交通システム―前方車両衝突警報システム―性能要求事項及び試験方法	D0802
高度道路交通システム―低車速追従（ＬＳＦ）システム―性能要求事項及び試験手順	D0806
高度道路交通システム―全車速域アダプティブ・クルーズコントロール（ＦＳＲＡ）システム―性能要求事項及び試験手順	D0807
高度道路交通システム―前方車両衝突軽減システム―操作，性能及び検証要求事項	D0808
自動車排気ガス中の一酸化炭素測定方法（アイドリング時）	D1028
二輪自動車―最高速度試験方法	D1037
電気自動車―一充電走行距離及び交流充電電力量消費率試験方法	D1301
自動車用タイヤ―呼び方及び諸元	D4202
自動車用スタータピニオン及びリングギヤの諸元	D5204
自動車用プッシュプルスイッチ（１段）	D5805
自動車用スタータスイッチ	D5806
自動車用機械式ストップランプスイッチ	D5808
自動車用ハザードウォーニングスイッチ性能検査	D5811
自動車用イグニションスイッチ付きステアリングロック	D5812
自動車用ドアスイッチ	D5813
自動車用バキュームスイッチ	D5814
二輪自動車―ステアリングロック	D5815
産業車両用ソリッドタイヤの諸元	D6405
自動車整備用一酸化炭素測定器	D8006
化学繊維フィラメント糸試験方法	L1013
化学繊維ステープル試験方法	L1015

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（令和５年埼玉労働局最低工賃公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月20日　　埼玉労働局長　片淵　仁文

埼玉県革靴製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	928円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	783円

		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（２か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	1,465円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け	704円
底付け（セメンテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ及び本底張付け	788円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	874円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,010円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,266円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	704円
裁断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	160円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き（２か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	183円
		サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	149円

4　効力発生の日　令和８年５月20日

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　やまびこ投資顧問株式会社
２．本店所在地　東京都中央区新川二丁目３番４号　新川田所ビル５階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2868号
４．登録年月日　平成27年10月22日
５．行政処分の年月日　令和８年４月７日
６．行政処分の内容

関東財務局長（金商）第2868号の登録を取り消す。

令和８年４月20日

関東財務局長　後藤　健二

北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県登米市に事務所を有する北上川沿岸中田地区土地改良区から申請のあった定款変更については、令和８年３月31日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年４月20日

東北農政局長　永井　春信

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失　踪　宣　告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は令和八年四月十一日付、室蘭市において発行する室蘭民報二頁に掲載しております。

令和八年四月二十日

北海道室蘭市東町二丁目二四番一三号

（甲）興信サービス株式会社

代表取締役　甕岡　洋行

北海道室蘭市東町二丁目二四番一三号

（乙）株式会社室信ビジネスサービス

代表取締役　井本　恵一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五一頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五一頁（号外第一三九号）

令和八年四月二十日

青森県青森市古川一丁目一六番一六号

（甲）あおぎんリース株式会社

代表取締役　石橋　　理

青森県青森市橋本一丁目四番一〇号

（乙）みちのくリース株式会社

代表取締役　浅利　健一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月五日
掲載頁　六十二頁（号外第二六七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月五日
掲載頁　六十四頁（号外第二六七号）
令和八年四月二十日
栃木県さくら市押上一〇六五番地
（甲）佐藤建設工業株式会社
代表取締役　佐藤　俊之
栃木県さくら市押上一〇六五番地
（乙）株式会社エステイエッチコーポレーション
代表取締役　重豊　美奈

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　六十七頁（号外第一一二号）
令和八年四月二十日
千葉県船橋市高瀬町二四番一二号
（甲）イオンフードサプライ株式会社
代表取締役　戸田　茂則
大阪府茨木市横江二丁目七番五二号
（乙）株式会社アルティフーズ
代表取締役　貴田　朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　三十七頁（号外第一五四号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年四月二十日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階
（甲）株式会社ＡＰ７８
代表取締役　印東　徹
神奈川県横浜市保土ケ谷区星川二丁目四番一号
（乙）古河電池株式会社
代表取締役社長　黒田　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　一〇三頁（号外第八十六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　一〇三頁（号外第八十六号）
令和八年四月二十日
東京都中央区日本橋横山町六―一四
（甲）株式会社コネル
代表取締役　出村　光世
東京都中央区日本橋横山町六―一四
（乙）株式会社知財図鑑
代表取締役　出村　光世

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月七日
掲載頁　五十七頁（号外第八十二号）
令和八年四月二十日
大分県別府市餅ケ浜町一〇番八号
（甲）株式会社別大興産
代表取締役　伊勢戸啓司
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一番三三号はかた近代ビル四階
（乙）Ｄｉｐｒｏ株式会社
代表取締役　古荘　瑞基

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は自己のゴルフ場事業に関して有する権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日です。甲の株主総会の承認決議は令和八年五月十五日を予定しており、乙の株主総会の承認決議は令和八年五月十五日を予定しております。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年五月二十日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.diarix.co.jp/company/public-notice/

（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年四月二十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）ダイヤリックス株式会社
代表取締役　中田　真一
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（乙）北九州ゴルフ株式会社
代表取締役　細田　和幸

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社伸幸（乙、住所東京都江戸川区南葛西三丁目一五番一号）の資産管理に関する事業の権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　九十四頁（号外第八十六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　九十四頁（号外第八十六号）
令和八年四月二十日
東京都江戸川区南葛西三丁目一五番一号
株式会社大幸
代表取締役　藤田　浩志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲が福島県耶麻郡北塩原村にて営むグランデコリゾート事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.courthotels.co.jp/

（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年四月二十日
東京都港区赤坂二丁目五番一号
（甲）Ｔｈｅ　Ｃｏｕｒｔ株式会社
代表取締役　金澤　優
東京都港区赤坂二丁目五番一号
（乙）株式会社グランデコリゾート
代表取締役　長濱　現

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の航空貨物運送業、海上貨物運送業及びグローバルプロジェクト&インダストリー・ソリューション事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務並びに本事業以外に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　四頁
令和八年四月二十日
東京都江東区福住二丁目五番四号
（甲）ディエスヴィ・エアーシー株式会社
代表取締役　鈴木　孝
東京都品川区東品川二丁目二番二四号天王洲セントラルタワー
（乙）西濃シェンカー株式会社
代表取締役　山田　広実
代表取締役　渡部工次郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエナジーサービス事業及び産業サービス事業、並びに、鉄鋼サービス事業部及び紙パルプサービス事業部のうち一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十五日

掲載頁　十六頁

令和八年四月二十日

大阪市東淀川区東淡路一丁目六番七号

(甲) ナルコウォータージャパン株式会社

代表取締役　佐藤　圭吾

大阪市東淀川区東淡路一丁目六番七号

(乙) 片山ナルコ株式会社

代表取締役　佐藤　圭吾

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社紀南カントリークラブ（住所和歌山県日高郡印南町大字南谷九二五）に対して当社の紀南カントリークラブ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四頁

令和八年四月二十日

茨城県常陸大宮市国長二四〇八番地の一

東京レジャー開発株式会社

代表取締役　中西　高之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｃｅｎｗｅｓｔ Ｃａｐｉｔａｌ（住所東京都江東区豊洲三丁目六番八―二七〇九号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.only.co.jp/ir/

令和八年四月二十日

京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町三〇三番地

株式会社オンリー

代表取締役　中村　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年四月二十日

埼玉県川口市上青木西一丁目二〇番三四―六〇六号　合同会社リノベスタイル東京

代表社員　髙橋　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社マジカとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

千葉県習志野市谷津一丁目一五番地二二津田ザタワー三六〇一　マジカ合同会社

代表社員　井田洋一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

東京都渋谷区恵比寿一―一五―九―四〇三　Ｎｅｋｏｎｅｋｏ Ｌａｎｄ合同会社

代表社員　庄司　詠理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

東京都町田市中町三丁目一三番地一五号五合同会社Ｓｐａｒｋｌｅ Ｒｅｌａｔｉｏｎ

代表社員　小林　輝信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

東京都新宿区内藤町一番地六―二〇一号　合同会社ｉｎｄｉｇｏ

代表社員　加藤　貞顕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ　合同会社Ｍ―ｍｅｄ

代表社員　坂田　美紗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

東京都港区東麻布二丁目二六番一〇―二〇七号　合同会社ＭＫアセットマネジメント

代表社員　川名　麻耶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年五月二十四日であり、組織変更後の商号は「株式会社なりわい」とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

令和八年四月二十日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号新宿センタービル四九階　ＧＲＡＮＬＩＮＫ合同会社

代表社員　蘇　芷　伶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社グランサスフィールとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

新潟市西区五十嵐東三丁目六番二二号　合同会社プレジール

代表社員　須藤　正隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社オートテックユーと致します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

長野県長野市富竹六二四番地　合同会社Ｋカーショップ・オートテックユー

代表社員　小日向俊孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

岐阜県不破郡垂井町綾戸五二九番地　令和創業合同会社

代表社員　富田　三郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＬＩＢとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

大阪市中央区久太郎町三丁目一番六号伊藤佑ビル大阪本町七階　合同会社ＬＩＢ

代表社員　野口　利幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社伊達醸造とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

鹿児島県霧島市福山町福山三六二一番地一

合資会社伊達醸造

代表社員　伊達　英史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十日

沖縄県宜野湾市真志喜一丁目一四番一三―三〇二号菩提樹

合同会社琉心

代表社員　寺西　厚起

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年三月二十六日付株主総会において、同日付株主総会において決議された募集株式発行による増資の効力が発生することを条件として、増資後の資本金の額を二十億一千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　六十四頁（号外第一六三号）

令和八年四月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社リクルートＭＵＦＧビジネス

代表取締役　夏目　英治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/335266/announces

令和八年四月二十日

神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番地の一

株式会社ＦＲＥＳＴ

代表取締役　高橋　信明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五千万円とし、減少する資本金五百万円は全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　二頁

令和八年四月二十日

長野県伊那市西町五〇九三番地

アイ．ビイ自動車工業株式会社

代表取締役　藤澤　洋二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇三頁（号外第八十五号）

令和八年四月二十日

三重県伊勢市黒瀬町一四二五番地

株式会社壽幸

代表取締役　御木本光彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千七百五十万円減少し、その減少額の全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　二頁

令和八年四月二十日

大阪市中央区南船場二丁目五番一二号クリスタファイブビル

ＡＳ６―２４０１株式会社

代表取締役　宮内　俊治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十日

福岡県大川市大字幡保二〇一番地一

ＬＣＪ　Ｐｅｇａｓｕｓ株式会社

代表取締役　清水　俊孝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千二百三十八万四千四十一円、資本準備金の額を三億二百三十一万二百四十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十日

掲載頁　六十五頁（号外第七十四号）

令和八年四月二十日

東京都千代田区神田三崎町二丁目六番七号

Ａ１Ａ株式会社

代表取締役　松原　脩平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円、資本準備金の額を四千万円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月七日

掲載頁　九十一頁（号外第三号）

令和八年四月二十日

神奈川県藤沢市大庭五六八二番地の六パークサイド駒寄三～六一二

株式会社ぐるんとびー

代表取締役　菅原　健介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百二万六千円減少し、資本準備金の額を五千六百五十二万六千円とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十日

名古屋市瑞穂区苗代町一一番四号

株式会社Ｕｔａ

代表取締役　安井　英子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止し、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十日

京都市中京区三条通柳馬場東入中之町一〇番地

株式会社京都建築事務所

代表取締役　細見　建司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十日

大阪市中央区博労町三丁目六番七号

株式会社トラベルファイブ・ジャパン

代表取締役　谷川　一人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十日

大阪府泉南市岡田三丁目九番四号

小林鉄工株式会社

代表取締役　小林　尚司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十日

大阪府東大阪市南荘町九番一〇号

近畿シヤフト工業株式会社

代表取締役　河内　淳

組織変更につき株券等提出公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年五月二十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ九階

ＡＪホールディングス2株式会社

代表取締役　ジョン・ウィットル

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、令和八年六月一日を効力発生日として、株式会社証券ジャパン（住所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一八号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である顧客管理事業を譲渡することといたしました。

顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、当社の顧客との間の取引並びに当社が金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産は、株式会社証券ジャパンに全て継承されるため、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

令和八年四月二十日

山形県山形市七日町二丁目一番四一号

山形證券株式会社

代表取締役社長　廣田　喜秀

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年五月二十二日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

エスアイエム・レジデンス・スリー特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少し三十三億六千三百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和八年四月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

カンサイレジデンス特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第三十三号）

令和八年四月二十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

エスアイエム・レジデンス・スリー特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十一年十二月二十九日付で破産手続き終結決定により解散しましたが、残余財産分配のため、令和七年九月十六日、東京地方裁判所（令和七年（ヒ）第五八一号）により当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

東京都江戸川区瑞江二丁目八番三号

株式会社渡幸建設

代表清算人　棚田　章弘

債権申出の公告（第三回）

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十日

茨城県日立市平和町二丁目一番一号

日立セメント株式会社

確定給付企業年金清算人　渡辺　律治

訂正公告

令和八年四月十日（号外第八十五号）掲載の第一期決算公告（枠組）中、住所に「東京都港区浜松町二丁目13番10号」とあるのは「東京都港区虎ノ門五丁目９番１号」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月二十日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

株式会社メドフォリオ

代表取締役　奥村雄一郎

訂正公告

令和五年四月十日（号外第七十六号）掲載の決算公告中、「**第28期決算公告**」とあるは「**第29期決算公告**」、令和六年四月二十二日（号外第百号）掲載の決算公告中、「**第29期決算公告**」とあるは「**第30期決算公告**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月二十日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー五階

ガートナージャパン株式会社

代表取締役　アラン・ミラー

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三二四		終りから三	みって	もって
三九	上	終りから一二	プチル	・プチル
八		改正前欄一	前届出	前項の届出
四九		改正後欄二	的機関等（厚生労働省を除く。）次に掲げる措置	同ページ改正後欄二一行目を削除する。
八七六	二	七	白石　好春	川又　修司

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）公布厚生労働省令第五十五号（医療法施行規則及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一六八ページ改正後欄二〇行目は次のとおりの誤り。

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）公布厚生労働省令第七十号（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

令和八年三月二十六日（号外第六十九号）公布農林水産省令第二十号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令）

（印刷誤り）

令和七年七月三十一日（号外第百七十五号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第七号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項及び第六項の規定に基づき、新規化学物質の名称及び特定新規化学物質の判定結果を公示する件）

（原稿誤り）

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）官庁報告欄労働の部（最低工賃の改正決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示第一号））

（原稿誤り）